

平成28年度水力発電事業化促進事業費補助金
(水力発電事業性評価支援事業)に係るFAQ

平成28年5月31日

水力発電事業性評価事業

<補助対象事業>

No.	Q	A
1	新規地点を発掘するための調査は、認められるのか？	認められます。
2	調査期間が複数年にわたるが認められるのか？	最大2ヵ年まで認められます。
3	1事業者による複数地点の複数申請が可能か？	可能です。ただし、応募件数が多い場合は、調整させていただくことがあります。

地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業

<補助対象事業>

No.	Q	A
1	公募の結果、発電事業者の決定に至らなかった場合は、事業完了となるのか？	事業は完了となります。 ただし、次年度以降も事業者の責任で継続的に公募し、事業化に努めなければなりません。 そのためにも、申請時に事業化の可能性の高い地点での調査をしてください。
2	公募まで複数年にわたるが認められるのか？	最大3ヵ年まで認められます。ただし、経費の申請の無い年度は、事業期間には入れることが出来ませんので注意して下さい。

<事業要件>

No.	Q	A
1	発電出力は、20kW以上 10,000kW以下に、四捨五入 で入ることも良いか？	四捨五入は認められません。 発電出力は、20kW以上 10,000kW以下と見込まれるも のである必要があります。

<補助対象経費>

No.	Q	A
1	複数年に渡った事業をしたいが、ど のように申請すればよいか？	年度単位で出来高払いとして申請して 下さい。
2	複数年で事業を行う場合、3月や 翌年の交付決定前の4月分は、補助 金が出ないのか。	補助対象外となりますので、必要であ れば、自費で行うこととなります。
3	電力会社へのアクセス検討費用は、 補助対象経費になるのか。	補助対象経費として認められません。

<見積・契約・発注>

No.	Q	A
1	交付決定前で見積りは、可能か？	交付申請後から可能であり、交付決定 前に発注していなければ、問題ありま せん。入札については、交付決定後に 開札して下さい。
2	3者見積りをしたが、結果1社しか 応札が無い場合は、問題無いか？	原則3者見積りとし、見積条件を複数 社が応札できるものに工夫して下さい。
3	複数年に渡って契約してもよいか？	契約は可能です。ただし、初年度に届 け出してください。

＜人件費＞

No.	Q	A
1	業務日誌の印鑑は誰が押印するか？	日常、業務内容と従事時間を確認できる責任者が押印して下さい。
2	タイムカードは無いが問題はないのか？	会社で定めている出勤簿等を用意下さい。
3	本事業に専従しているのに、タイムカードがあれば業務日誌を作成しなくても良いのではないのか？	タイムカード（出勤簿等）とは別に、必ず具体的な業務内容を記載した業務日誌を作成してください。
4	出向社員であるが、健保等級証明は、出向元からもらうのか？	給与等が補助事業者以外から支払われている場合、契約により補助事業者が負担した分のみを計上してください。

＜実績報告書＞

No.	Q	A
1	支出のあった全ての金額が個別にわかる資料を添付する必要があるのか？	必要になります。採択された補助事業者に対して事務取扱に関する説明会を開催し、実績報告書の作成方法を説明いたします。

＜事業性評価報告書とその基礎データ＞

No.	Q	A
1	<p>事業性評価報告書とその基礎データの取り扱いは、どのようになるのか？</p>	<p>補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（調査報告書や基礎データを含む。以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。</p> <p>また、取得財産等の管理に当たっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産処分制限期間中に取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめ財団の承認を受ける必要があります。</p>

以上